

## 競技者育成プログラム Step-1、2 に関する経費処理について

令和3年度（独法）日本スポーツ振興センターへ実績報告書を提出した際に従来の会計処理では対象経費と認められない等の多くの指摘事項がありました。また、今までは40万円のうち20万円までの「施設使用料」または「スポーツ用具費」に対する見積書・納品書・請求書・領収書を提出があれば良いと認識されていましたが、**今後は20万円とはせず出来るだけ多くの対象経費を計上する必要が出てまいりました。**改めて経費処理作業について記載させていただきますので、内容をお読みいただきご対応のほどよろしくお願い致します。

### 注意点 ①

**「賃借料」「スポーツ用具費」について、原則「銀行振込み」以外は認められません。**

＜ただし、振込支払いの対応をしていない場合＞

- (1) 会場借料等で銀行振込みに対応しておらず、現金による支払を行う必要がある場合、銀行口座から支出金額を引き出して支払を行い、当該支払金額の領収書を徴取して下さい。
- (2) 現金による支払しか対応していない旨を各都道府県連盟の証明でいいので、作成し一緒に提出して下さい。

### 注意点 ②

- (1) 「コート使用料」「会議室使用料」「会場設営費」について、使用施設名、使用年月日、単価、回数、使用時間等が記載されている書類(原本)が無いと経費として認められません。
- (2) 20万円迄なく使用した全てを報告して下さい。※上限金額はありません。

### 【借料及び損料について】

- (2) 宛名（各都道府県ソフトテニス連盟宛）、日付、使用日、使用面数、使用時間、単価が記載されている事を必ずご確認ください。原本の提出が原則です。  
※公共施設等の利用料において、利用料金表が定められており、見積書の徴取が困難な場合は、当該料金表をもって見積書の徴取に代えることができます。  
※明細書を発行していない施設の場合は、徴収した領収書の但し書きに「施設名、使用日、使用時間等」を記載してもらって下さい。
- (3) 請求書・領収書の但書きに「〇〇ソフトテニス大会」等だけ記載されていると、タレント発掘事業とは別の事業を実施している、または大会が主体と認識され「対象外経費」とされてしまうので、「〇〇ソフトテニス大会兼、競技者育成プログラム（Step-3）ブロック推薦者1次選考会」等と併記して下さい。また請求書・領収書に記載しきれない場合は大会案内文書や大会プログラムなど証明できる資料を合わせて提出して下さい。
- (4) 20万円迄ではなく、使用した分、全て報告して下さい。

### 注意点 ③

**「スポーツ用具費」について、20万円迄でなく使用した全てを報告して下さい。  
※上限金額はありません。**

#### 【スポーツ用具費について】

- (1)見積書・納品書・請求書・領収書を業者より発行してもらって下さい。
- (2)宛名（各都道府県ソフトテニス連盟宛）、日付、個数、単価が記載されていること。
- (3)20万円迄ではなく、使用した分、全て報告して下さい。

### 注意点 ④

**委託費 40万円を下回った場合、残金を返金していただく可能性もあります。**

#### 【委託費お願い事項】

- (1)委託額 40万円に対しての決算報告となります。スポーツ振興くじ助成事業のため、残額が発生した場合は返金していただく可能性もありますのでご注意ください。
- (2)対象・対象外に関わらず、全ての金額を計上し、報告してください。

#### <注意事項>

- ※ 上記以外の経費を対象経費とする場合については事前に連絡してください。
- ※ Step-1、2 実施については、スナップ写真を何枚か撮影しておくこと。
- ※ 事業が終了したら 30 日以内に決算書と報告書をメールで報告し、併せて領収書などの証拠書類を決算書と報告書の原本と一緒に郵送すること。領収書等の証拠書類についてはのり付けをしないで下さい。（報告の際に使用するため）
- ※ 事業対象期間 2022 年 4 月 1 日～2023 年 2 月 28 日

#### 下記、スポーツ振興センターより過去実績報告書提出時の指摘事項（抜粋）

##### ■委託先団体の支払い方法について

委託先団体（47 都道府県連盟）にも、JSC（(独法) スポーツ振興センター）の定める規程（くじ助成金交付要綱、実施要領、募集の手引き、会計処理の手引き）に則り、適切な助成金活用を実施する必要があります。従いまして、委託先団体も、原則振込支払いのみが対象経費となります。次年度以降、振込支払いでない支出に関しては、助成対象外経費となりますので、各都道府県連盟に十分ご周知の上、ご対応ください。

##### ■賃借料について

使用施設名、使用年月日、単価、回数、使用時間など記載されえている許可証等のわかる書類をご提出ください。書類が無い支出に関しては、対象外経費となります。

助成対象事業となりますので、事務処理にあたっての不明な点については遠慮なくご連絡ください。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

(公財)日本ソフトテニス連盟

電話：03-6417-1654

E-mail: step3@jsta.or.jp